

二級河川梅川水系河川整備計画

松薫る 緑豊かな ふる郷に めぐみの流れ いつまでも

～明日に飛躍する活力の源として～

平成30年10月

福 島 県

二級河川梅川水系河川整備計画（原案）

目 次

第1	河川整備の目標に関する事項	1
1.	流域の概要	1
(1)	流域の概要	1
(2)	治水事業の変遷	3
(3)	利水の変遷	4
2.	河川整備計画の目標	5
(1)	洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	5
(2)	河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	6
(3)	河川環境の整備と保全に関する事項	6
3.	計画対象期間及び対象区間	8
(1)	計画対象期間	8
(2)	計画対象区間	8
第2	河川の整備の実施に関する事項	9
1.	河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに該当河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要	9
(1)	梅川(国道6号バイパス～JR常磐道)	10
2.	河川の維持の目的、種類、施工の場所	11
(1)	河川の維持の目的	11
(2)	河川の維持の種類、施工の場所	11
3.	その他の河川整備を総合的に行うために必要な事項	13
(1)	河川情報の提供に関する事項	13
(2)	地域や関係機関との連携に関する事項	13

第1 河川整備の目標に関する事項

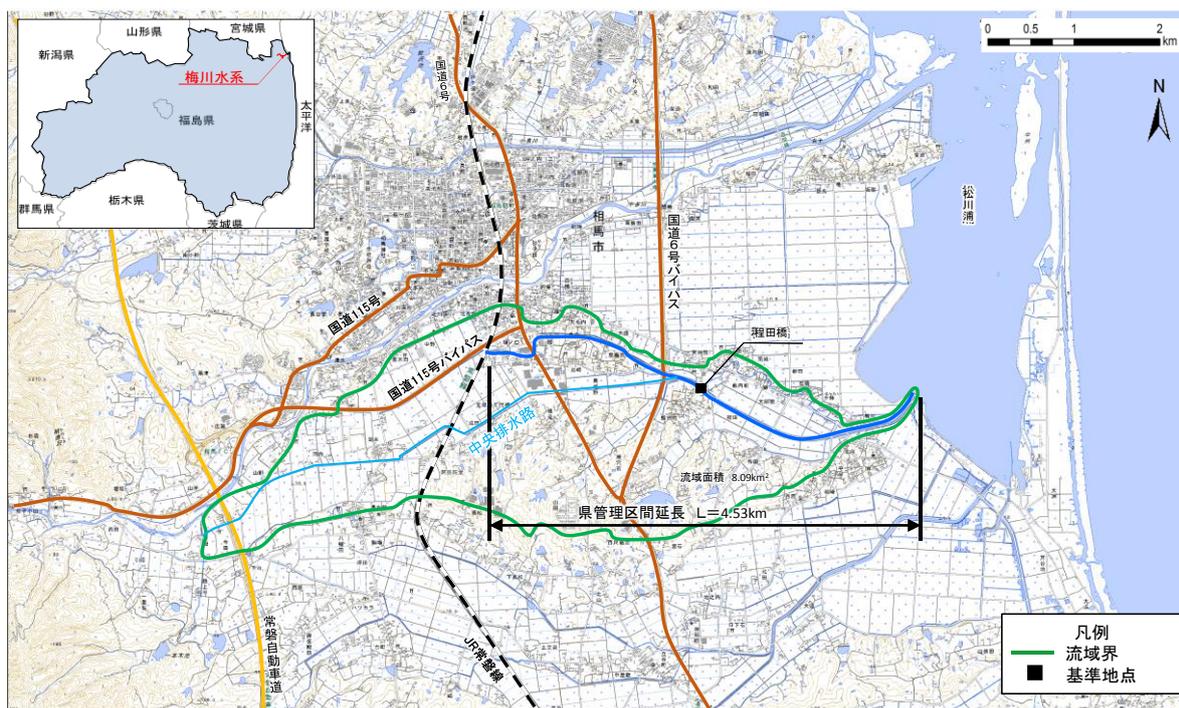
1. 流域の概要

(1) 流域の概要

ア. 流域

梅川は、宇多川右岸の相馬市今田地区より水田地帯を東流し、中央排水路等の農業排水路を合わせ、相馬市新田地区において日本百景の一つであり風光明媚な地として知られる松川浦へ注ぐ、流域面積 8.09km²、法河川延長 4.53km の二級河川である。

その流域は相馬市の1市からなり、流域人口は約3千人である。本水系は太平洋型気候に属し、降雨は梅雨期・台風期に多い。年平均降水量は約1,400mm、年平均気温は12.7℃である。



イ. 社会環境

梅川の流域は、相馬市の 1 市からなる。流域の土地利用は、梅川沿川の低平地の大部分が水田として利用されており、流域南部の低い丘陵地帯は山林となっている。

流域の産業は、沿川に広がる水田を利用した農業が主要産業となっており、近年においても圃場整備事業等の基盤整備により、農業経営の合理化や地域農業の育成が図られてきた。一方、相馬市市街地の拡大に伴い、流域を横断する国道 6 号沿いに郊外型の大型ショッピングセンターが出店するなど、第二次、第三次産業が拡大している。

流域の主要交通網としては、国道 6 号、JR 常磐線が南北に走り、また、近年完成した国道 6 号バイパスや国道 115 号が浜通り地方の市町村を結ぶ主要な幹線として機能している。また、平成 27 年 3 月 1 日に『常磐富岡 IC』から『浪江 IC』の区間の開通を以って、常磐自動車道は全線開通となったなど、流域には浜通り地方の発展を担う交通幹線が集中しており、本水系の治水の意義は極めて大きいものといえる。

このような状況から、相馬市中心部において市街化が一層進むことが予想され、本水系の治水の意義は極めて大きいものといえる。

ウ. 自然環境

梅川の上流域（JR 常磐線より上流）は、相馬市今田地区の水田地帯を流下しており、河道は農業用排水路に近い形態をなしている。

中流域（中央排水路合流点～JR 常磐線）は、国道 6 号周辺の集落部を流れ、河道内は草本群落に覆われている。抽水植物が繁茂した水際には貴重種であるギバチが、砂礫河床の場にはシマドジョウやトウヨシノボリ等が生息している。また、周辺の水田地帯はアオサギなど水鳥の良好な生息場所となっている。

下流域（河口～中央排水路合流点）は、圃場整備された水田地帯を流れており、河道は改修により川幅が広がっている。また、水面や周辺の水田地帯は、カイツブリ、イソシギ、ダイサギなどの水鳥の良好な生息環境となっている。松川浦への流入付近は、川幅いっぱい水面が広がり、水田地帯と松川浦とが一体となった広々とした景観を呈するとともに、ボラやハゼ類といった海水性の魚類も生息し、多様な生物相を形成する場となっている。

河口部は、日本百景の一つである松川浦が広がり、干潟や塩性湿地が成立している。こ

こには希少な貝類であるフトヘナタリ、カワアイが生息している。

なお、下流・河口部は、東北地方太平洋沖地震による津波被害により、大きく環境が変わっていることが想定される。そのため、動植物について、生息・生育・繁殖環境が地震後にどのように変化しているか、必要に応じてモニタリング調査する必要がある。



写真－１ 梅川中流部（山越地内）

(2) 治水事業の変遷

梅川は、流下能力が極めて小さいため、古くより出水の度に河川氾濫が繰り返されてきた。昭和61年8月の台風10号及び豪雨による出水被害は、浸水家屋130戸、農地浸水84ha、一般資産被害額約6,200万円に上った。このような状況から、程田橋地点における計画高水流量を60m³/sと定め、平成元年度より河口から国道6号バイパス付近までの区間で、築堤、掘削及び護岸工などの河川改修を実施し、治水安全度の向上を図ってきた。

また、平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震により、梅川水系を含む沿岸部一帯は大きな被害を受け、災害復旧工事等が進められた。現在、国道6号バイパス付近まで改修が行われているが、治水安全度は依然として低く、早期に治水安全度の向上が望まれている。



写真－2 昭和 61 年 8 月 4 日出水による被災状況（相馬市樋ノ口地内）

（3） 利水の変遷

梅川においては、流域のかんがい用水は、溜池及び松ヶ房ダムからの導水により行われている。

河川の利用としては、特に公園等の環境整備が行われている場所はなく、散策等の利用がみられる。

2. 河川整備計画の目標

梅川は、沿川に広がる水田地帯や市街化の進展している相馬市市街地部を流下する河川であることから、安全で安心できる地域をつくる「治水」、水利用の適正な管理を行う「利水」、多様な動植物の生育・生息環境の保全及び河川利用の場を提供する「河川環境」のバランスのとれた河川整備を進めていくものとする。その中でも、中流域の市街地部は、出水による影響が大きいため、治水の整備を促進する。

また、関連計画、関連事業との調整を図り、より地域に密着した河川になるよう、地域住民、ボランティア団体及び関係機関と協働し河川整備を進めていくものとする。

(1) 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

ア. 現況と課題

梅川は、流下能力が極めて小さいため、古くより出水の度に河川氾濫が繰り返されてきた。昭和 61 年 8 月の台風 10 号及び豪雨による洪水では、梅川において、多大な被害を及ぼした。また、平成 23 年 3 月に発生した東北地方太平洋沖地震により、梅川水系を含む沿岸部一帯は大きな被害を受け、災害復旧工事等が進められた。

このため、洪水、高潮波浪に対する対策が課題となり、河道の現状・社会環境・自然環境・水利用・河川空間の利用状況等を把握するとともに、流域資産状況を勘案した継続した治水対策の実施が必要となっている。

イ. 目標

梅川は、流域の規模、土地利用、公共施設の有無等と社会経済的重要度を考慮し、洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関しては、昭和 61 年 8 月の台風 10 号規模の洪水を安全に流下できることを目標とする。

計画規模を上回る洪水に対しては、洪水被害を最小限に抑えるため、雨量・水位等の情報収集や提供、ハザードマップの作成や地域の水防活動などの体制強化を支援する。

また、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震による津波被害を踏まえ、津波や高潮被害を最小限とするための目標を定め、計画的な対策を実施していく。

なお、本計画は、現時点での河川整備水準の目標に配慮し、かつ社会状況、自然状況、

河道状況に基づいて作成したものであり、これらの状況の変化によっては、適宜見直しを行うものとする。

(2) 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

ア. 現況と課題

梅川においては、これまで濁水による問題が生じた記録もなく、また、流域のかんがい用水は、溜池及び松ヶ房ダムからの導水により行われている。

河川の利用としては、特に公園等の環境整備が行われている場所はなく、散策等の利用がみられる程度である。

イ. 目標

河川の水利用に関しては、利水関係機関等と連携し適正かつ合理的な水利用を促進する。流水の正常な機能を維持するために必要な流量については、今後、流況や利水等の河川状況の把握に努め、動植物の生息・生育地の状況、流水の清潔の保持等の観点から調査検討し設定するものとする。

また、河川パトロール等により河川状況を把握するとともに、流域住民への水質保全、節水などの啓発等に努める。

(3) 河川環境の整備と保全に関する事項

ア. 現状と課題

梅川の上流部は、相馬市井今田地区の水田地帯を流下しており、河道は農業用水排水路に近い形態をなしている。中流部は、抽水植物が繁茂した水際には貴重種であるギバチが、砂礫河床の場にはシマドジョウやトウヨシノボリ等が生息している。下流部は、水田地帯と松川浦とが一体となった広々とした景観を呈するとともに、多様な環境を形成している。

イ. 目標

河川環境の整備と保全に関しては、市街化が進展しながらもギバチなどの貴重種も生息し、カイツブリやイソシギなどの鳥類等が梅川を採餌場所として利用しているため、水際

部のヨシ類等の草本類を保全し、ここを利用する魚類や鳥類の生息・採餌環境を確保する。

また、相馬市市街地周縁を流れる河川として、地域に密着した水辺空間の確保と日本百景である松川浦と調和のとれた河川景観の保全に努める。

なお、東北太平洋沖地震による津波、地震により、大きく環境変化していると想定されため、状況の変化をモニタリングするとともに、各分野の専門家・学識者より助言・指導を受けながら、動植物の生息・生育・繁殖環境の保全を図っていく。

3. 計画対象期間及び対象区間

(1) 計画対象期間

本整備計画の目標を達成するための対象期間は次の通りとする。

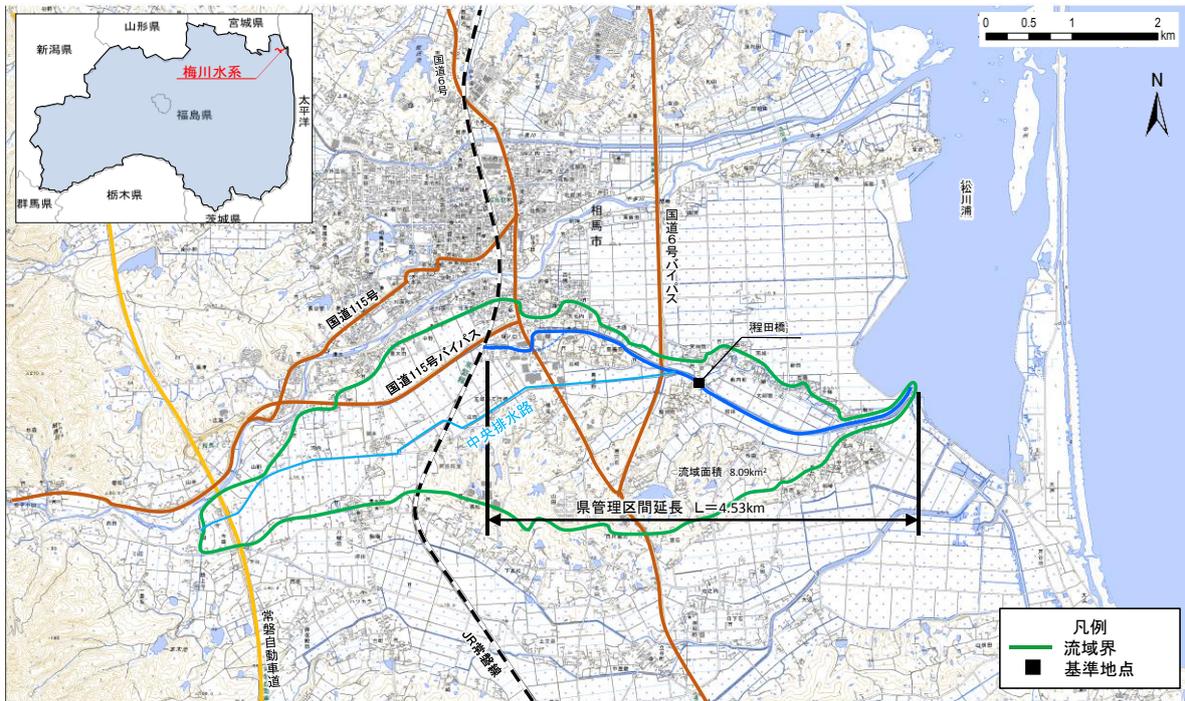
計画対象期間：概ね 30 年

(2) 計画対象区間

本整備計画は、梅川水系における県管理区間を対象とする

表－1 計画の対象とする期間

河川名	本支川	区間	流域面積 (km ²)	指定区間延長 (km)
梅川	本川	河口～指定区間上流端	8.09	4.53



図－2 梅川流域概要図

第2 河川の整備の実施に関する事項

1. 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに該当河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

本整備計画において実施する河川工事は、相馬市市街地における洪水被害の防止・軽減を目的に、表-2に示す箇所について築堤、掘削による河積の増大を図った河川改修を実施する。

施工にあたっては、河川環境の現状を再確認した上で、現状の河川景観や水際の植生を重視するなど、自然環境・社会環境等に配慮し、住民との合意形成を図った整備を行う。

表-2 河川工事の目的及び施行箇所

河川	工事实施区間	区間延長
梅川	国道6号バイパス～JR常磐線橋梁	1,870m

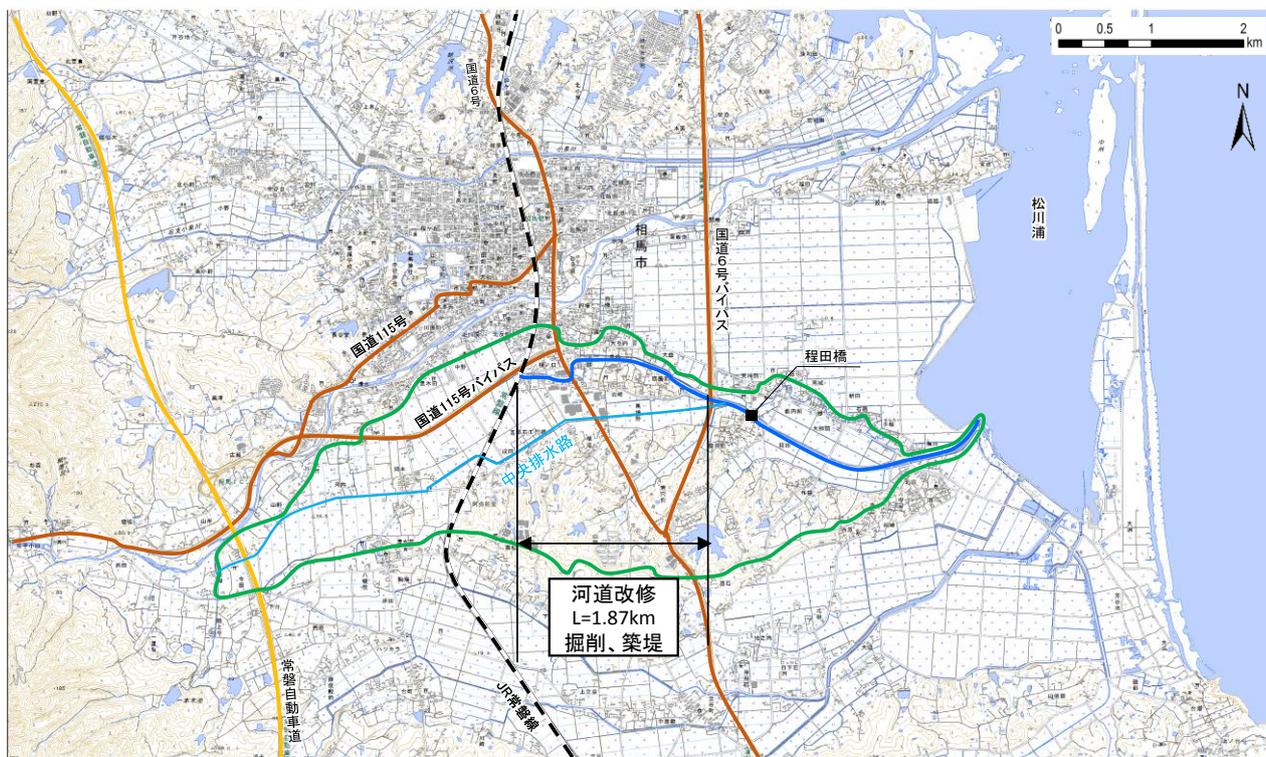


図-3 河川整備計画における工事实施区間

(1) 梅川(国道6号バイパス～JR常磐線)

河川工事の実施にあたっては、動植物の生息環境を十分に把握し、専門家の意見を踏まえたうえで、梅川の持つ自然環境、社会環境に配慮した整備を実施する。現況河道の掘削を行う場合は、現況河道の植生の攪乱を防止するなど環境保全に配慮する。

河道法線は現河川拡幅のルートの基本とするが、現河川が人家連担地区を通過していて、現河川拡幅が用地補償上著しく困難である箇所は、河道付替により対応することとする。

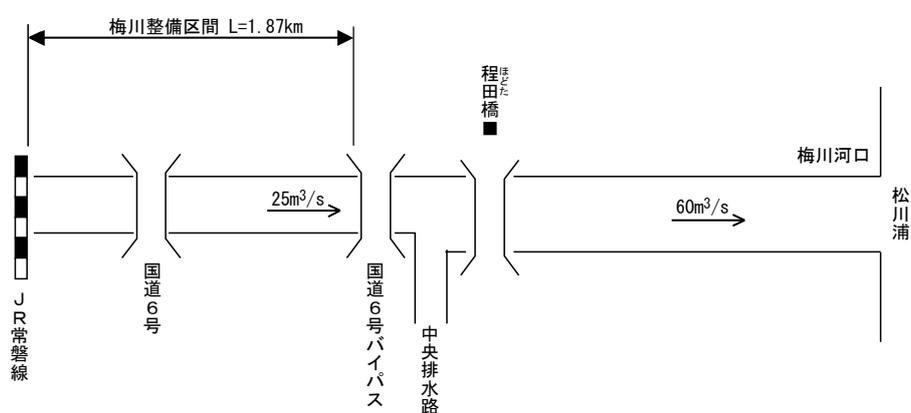


図-4 河川整備区間流量配分図

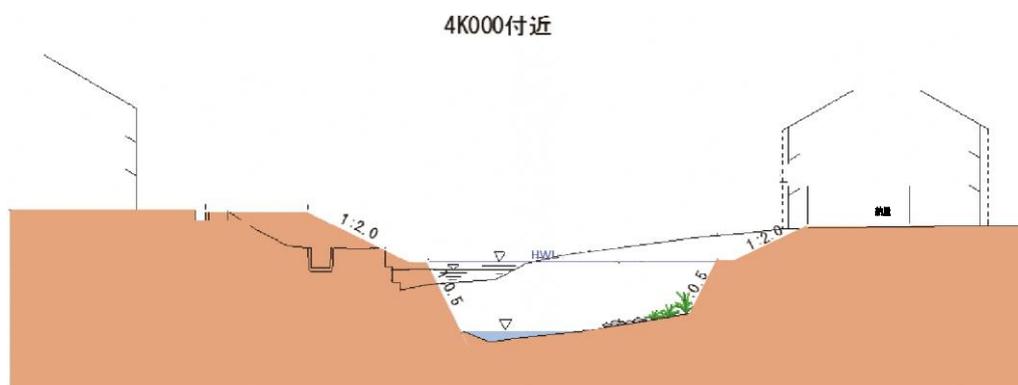


図-5 代表横断面図(4.0km 付近)

2. 河川の維持の目的、種類、施工の場所

(1) 河川の維持の目的

梅川水系の地域特性を踏まえつつ、水等による災害の防止、河川の適切な利用、流水の正常な機能の維持、および河川環境の整備と保全を目的とする。

(2) 河川の維持の種類、施工の場所

ア. 災害の発生を防ぐための日々の管理

(ア) 河川管理施設の維持管理

河川管理施設の機能低下及び質的低下の要因としては、洪水等の外力によるものと老朽化によるものがある。外力によるものは、事前に想定することが困難なことから、発生した場合には速やかに補修や改良を行う。老朽化はあらかじめ予測ができるため、補修などの対策を計画的に行う。

また、流下能力を阻害する堆積土砂については、上下流の土砂のバランス、環境に対する影響等を配慮しつつ、対策を講じるものとする。

(イ) 許可工作物の維持管理

河川巡視等で許可工作物の状況を把握し、河川の維持管理において支障となることが予想される場合は、許可工作物の管理者に速やかに点検、修理等を実施するよう指導、監督する。

(ウ) 水による事故の防止

関係機関や地域住民と連携し、河川の危険性に対する啓発と危険個所の周知を行い、水による事故の防止を図る。

イ. 洪水管理

(ア) 洪水情報の提供

洪水時には、防災関係機関（国、市、報道機関、消防、警察、通信等）に対して迅速か

つ正確で確実な洪水情報の伝達を図るとともに、その情報を公開する。

平常時から、水防団をはじめ地域住民に対し洪水氾濫危険箇所を周知するとともに、災害関連情報の提供による水防意識の高揚を図るための広報活動や、防災関係機関との協力体制の強化を図る。

(イ) 出水時の巡視、点検

河川管理施設の状況及び異常発生の有無を把握するため、洪水により被害の発生が予想される場合は河川の巡視を行う。

ウ. 地震対策

気象庁が発表する震度が、所定の値以上の場合には、速やかに震度や災害の規模に応じた体制を確保し、河川管理施設等の点検や情報伝達手段を確保するとともに情報収集に努める。

また、河川管理施設等に被害が発生した場合には速やかに応急復旧作業を実施する。

エ. 水環境の保全

(ア) 水量、水質の監視

地域住民、関係部局との連携により水量、水質の状況確認に努めながら、その結果の共有を図る。また、水質改善の必要な箇所については、改善策について関係機関との連携を図り、良好な環境の保全に努めるものとする。

(イ) 水質事故への対応

有害物質が河川に流出する水質事故は、生息する魚類等の生物だけでなく、水利用者にも多大な被害を与える。平時、汚染源に関する情報の把握を行うとともに、関係機関との連絡体制の強化を図り、発生時には迅速で適切な対応を行う。

(ウ) 流水の正常な機能の維持

関係機関等の連携による水源地の保全・保護等を図るとともに、渇水協議会の設置と活用、河川パトロールの実施、流域に対する啓発活動等の施策を実行に移し、流水の正常な機能の確保に努めるものとする。

オ. 不法投棄の防止

地域と一体となった一斉清掃の実施、河川巡視の強化、警告看板の設置等により、ごみや車両等の廃棄物の他、土砂の不法投棄の未然防止に努める。

3. その他の河川整備を総合的に行うために必要な事項

(1) 河川情報の提供に関する事項

ア. 常時の情報提供

水系内の河川の適切な整備、保全には、住民の協力は不可欠であるが、それに必要となる河川愛護意識の啓発のために、河川環境、美化活動の実態、イベント開催等の河川に関する情報を、インターネット、広報等を通じて公開し、地域住民との情報の共有化を行う。

イ. 非常時の情報提供

洪水時の河川情報の収集を行い、地域住民、関係機関に対しても迅速な提供を図る。

(2) 地域や関係機関との連携に関する事項

ア. 河川における減災・危機管理対策

近年頻発している集中豪雨の状況を踏まえ、計画規模を超える洪水が発生した場合や、整備途上において施設能力を超える洪水が発生した場合においても、円滑な避難や的確な水防活動などにより、できる限り被害の軽減が図られるよう努める。

イ. 常時の連携

河川愛護意識の高揚、先進事例に習った活動の広がりを促すため、地域住民との意見交換会を開催する他、河川清掃・水質改善、水生生物調査など住民の組織活動及び河川をテーマとした総合学習の支援を行うものとする。

そのため、前述の手段（インターネット、広報等）を通して各種情報を提供するとともに地域住民や関係機関等からの河川に関する情報を収集・蓄積・整理できる体制づくりを進めることにより、地域との連携を強化し、河川清掃・水質改善、水生生物調査等の活動やレクリエーション活動の支援を行うものとする。

ウ. 非常時の連携

沿川の住民の避難行動や防災対策に資するため、河川管理者と防災関係機関（国、市、報道機関、消防、警察、通信等）との連携を強化し、防災情報の共有や情報伝達体制の拡充に努める。

